

病院長院内巡視実施要項

平成27年9月28日 制定

(趣 旨)

第1 群馬大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）が本院の各病棟等を訪問して行う院内巡視については、この要項の定めるところによる。

(目 的)

第2 病院長院内巡視（以下「病院長巡視」という。）は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- (1) 現場で働く病院職員等から直接話しを聞き、意見交換することで、病院の管理者が現場の実情を把握する。
- (2) 現場の声を直接吸い上げることで、病院の改善・改革を迅速に行い、働きやすい職場づくりに資する。
- (3) 現場で働く病院職員等が病院長等と直接意見交換することで、業務に対するモチベーションを維持し、普遍的かつ永続的な改善・改革の取り組みに資する。

(巡視者)

第3 病院長巡視は、次の各号に掲げる教職員が各病棟等を訪問して行う。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 病院長補佐
- (4) 看護部長
- (5) 事務部長
- (6) 監事、監査室員
- (7) その他関係する病院職員

(実施方法)

第4 病院長巡視は、毎月1回実施することを原則とし、必要に応じて、臨時に実施することができる。

- 2 巡視に先立ち、検討事項や課題等を共有するため、事前打合せを行う。
- 3 巡視部署は、各病棟等からの訪問要望等に配慮して決定するものとする。
- 4 病院長巡視は、各病棟・外来を始め、各診療科、中央診療施設、診療支援部門等の附属病院全部門を偏りなく行うものとする。

(報 告)

第5 病院長等は、病院長巡視の実施内容について、必要に応じて、病院運営会議、臨床主任会議、病院連絡会議、看護師長会等に報告するものとする。

(事 務)

第6 病院長巡視に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年9月28日から施行する。